

[参考] : スウェーデンにおける最終処分場の引き受けに関わる 財政支援について

スウェーデンでは高レベル放射性廃棄物の処分費用や原子力発電所の廃止措置費用を確保するために制定されている資金確保法において、自治体が行う情報提供や協議に要する費用を、原子力廃棄物基金からの交付金で賄えることが定められている。しかしこれ以外に、処分場立地に関連する自治体に対して経済的便宜を与える制度はなく、この交付金の使途は、使用済燃料や放射性廃棄物の問題について、自治体が行う情報提供活動の費用に限られており、他の目的に使用できない。

その一方で、スウェーデンでは、自治体はその地域の社会経済を発展させることは、自治体の基本的な仕事と位置付けられており、SKB社・原子力発電事業者4社と2自治体（エストハンマル、オスカーシャム）間で開発協力協定が締結されている。

そしてこの協定では、新規の原子力施設立地による自治体への直接的な経済効果とは別に、追加的な自治体に対する開発支援を原子力発電事業者とSKB社が行うことになっており、2025年までの期間で、総額20億スウェーデン・クローネ（300億円）規模の経済効果を生み出す付加価値事業を実施する予定である。

[\(\(公財\)原子力環境整備促進・資金管理センター」HPによる\)](#)

このため、施設を受け入れた地元に対して、決して財政的なメリットがない訳ではないのだが、法律によって補助金自体が交付されることはない。

しかしながら、自分たちの世代の問題は次世代に持ち越さないという考え方は、処分方法や処分場の受け入れの可否とは別に、我々も真剣に考える必要がある。